

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム	
第1回 (H30. 8. 29)	資料4

障害福祉サービス等報酬改定検証調査等 (平成30年度調査)の実施について

① 障害福祉サービス等報酬改定検証調査
(平成30年度調査)の概要

障害福祉サービス等報酬改定検証調査（平成30年度調査）の概要

1. 調査の目的

- 次期報酬改定に向け、障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて検討が必要とされた事項や、平成30年度報酬改定の効果検証に必要な事項等について調査を行い、各サービスの提供実態等を把握することを目的とする。

2. 実施調査

- ① 訪問系サービスの支援の実態調査
- ② 地域生活支援拠点等の整備に関する実態調査
- ③ 生活介護のあり方に関する実態調査
- ④ 共同生活援助(グループホーム)における「個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置」の利用状況に関する調査研究
- ⑤ 相談支援専門員の担当件数の実態把握及び標準担当件数の妥当性に関する調査研究
- ⑥ 就労移行支援及び就労継続支援サービスの提供実態に関する調査研究

※ 別紙1～6にて各調査等の概要をお示しする。別紙1～6は現時点の素案であり、今後、調査の具体化により変更があり得る。

3. 調査の方法等

- 実施時期:平成30年10月
- 抽出方法:調査対象となる事業所等について、サービス別に調査対象の重複等を考慮して、無作為抽出を行う。

4. 今後のスケジュール(予定)

平成30年	～	9月下旬	調査票・記入要領の作成、調査関係書類の印刷
		10月	調査実施
平成31年	～	3月	調査結果のとりまとめ
		3月	報告書公表

1. 訪問系サービスの支援の実態調査

1. 調査目的

- 訪問系サービス従業者の要件については、経過措置や暫定的な取扱いがある他、介護保険サービスと乖離があるなかで、従業者の種別ごとのサービス内容の実態を把握することにより、今後の従業者要件等のあり方検討の基礎データとする。(事業所調査)
- その他、国保連データで把握できない支給の実態を把握するための調査を行う。(市町村調査)

2. 検証のポイント

- 訪問系サービス事業所における業務等の実態を把握し、平成30年度報酬改定による影響や課題等について検証を行う。

3. 調査対象

- 居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所、市町村

4. 主な調査項目

<事業所調査>

- ・ 訪問系サービス共通項目(利用者の属性: 障害種別、在宅/施設入所、年齢区分、障害の程度等)
- ・ 居宅介護(平成30年度報酬改定で減算を設けた初任者研修修了者が居宅介護計画を作成している件数等)
- ・ 重度訪問介護(事業所における従業者の種別ごとの役割や支援内容、新人のOJTや担当の交代時の引継ぎに要する時間等)
- ・ 同行援護(事業所における従業者の種別ごとの役割や支援内容、サービス提供の質の向上に係る事業所の取組状況)
- ・ 行動援護(サービス提供の質の向上に係る事業所の取組状況)

<市町村調査>

- ・ 各サービスの支給決定時間(サービス提供時間)

2. 地域生活支援拠点等の整備に関する実態調査

1. 調査目的

- 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題やニーズに向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、障害福祉計画に基づき地域生活支援拠点等(以下「拠点等」という。)の整備を推進している。
- しかし、整備未定の市町村が大半を占めるなか、第5期障害福祉計画(平成30～32年度)において、拠点等の全国的な整備を完了させることとしており、未整備の自治体における課題の抽出、分析、検証が必要である。

2. 検証のポイント

- 第5期障害福祉計画において、全国的な整備を完了させるため、未整備の自治体における課題の抽出(深掘り)、分析・検証を行う。また、整備済みの自治体における必要な機能の取組みの傾向について整備類型別、地域別等の視点から分析・検証を行う。
- そして、次期報酬改定ならびに必要な機能の充実・強化を含めた第6期障害福祉計画に係る基本指針の目標設定を検討するための基礎的なデータを収集する。

3. 調査対象

- 市町村等

4. 主な調査項目

- ・ 整備状況
- ・ 整えるのが特に困難な機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)
- ・ 整備類型(多機能拠点整備型、面的整備型等)
- ・ 独自に付加している機能の具体的な内容
- ・ 平成30年度以降に強化・充実を図る予定の機能の内容
- ・ 整備における課題
- ・ 整備までのプロセス 等

3. 生活介護のあり方に関する実態調査

1. 調査目的

- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、次期報酬改定に向けて引き続き検討、検証を行う事項として、「客観性・透明性の高い諸情報に基づく報酬改定」及び「サービスの質を踏まえた報酬単位の設定」が挙げられており、事業者の経営状況、提供しているサービスの質や量、利用者のサービス利用実態や収入・支出の状況、サービス利用者が近年急増している原因といった報酬改定の基礎となる諸情報について、客観性・透明性の高い手法により把握するための所要の措置を講じた上で、きめ細かい報酬改定を適切に行うための検討を行うことが必要である。

2. 検証のポイント

- 平成28、29年度報酬改定検証調査等において、生活介護の基本的なデータ及び生活介護の多種多様な支援実態が明らかになっているが、次期報酬改定の検討に向けて、提供サービスの質の評価等に資するデータを把握し、検証を行う。

3. 調査対象

- 生活介護事業所

4. 主な調査項目

- ・ 多種多様な支援の提供状況について、障害支援区分別・障害種別別・時間別・定員規模別等を軸に、一定の傾向があるかどうか分析を行うための項目
- ・ 質の向上を図る観点から、生活介護事業所における多種多様な行為(支援)別に、障害特性を踏まえた機能(サービス等利用計画に位置付けられた支援の目的等)の内容等

4. 共同生活援助(グループホーム)における「個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置」の利用状況に関する調査研究

(別紙4)

1. 調査目的

- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、次期報酬改定に向けて引き続き検討、検証を行う事項として、「共同生活援助における個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置(※1)の取扱いについて」が挙げられており、共同生活援助を利用する重度の障害者が個人単位で居宅介護等を利用することについては、新たな類型である日中サービス支援型の施行状況等を踏まえた上で、引き続きそのあり方を検討する必要がある。
- 本調査においては、共同生活援助事業者(個人ヘルパーの受入)、居宅介護事業者及び重度訪問介護事業者(個人ヘルパーの派遣)に対し、経過措置の利用状況について調査を行う。(※2)

※1 共同生活援助を利用する重度障害者が個人単位で居宅介護等を利用することについて、平成33年3月31日まで経過措置としている。(日中サービス支援型含む)

※2 日中サービス支援型を含めた、共同生活援助の実施状況については、別途障害者総合福祉推進事業で把握する。

2. 検証のポイント

- 職員配置や支援時間、報酬算定等の関係性を分析し、効果的・効率的な支援方法を検証する。

3. 調査対象

- 経過措置を適用している共同生活援助事業所及び当該事業所の利用者にサービス提供をしている居宅介護等事業所

4. 主な調査項目

<共同生活援助事業所に対する調査>

- ・ 利用者について(障害支援区分、重度障害者支援加算の対象の有無)
- ・ 生活支援員の配置について(通常の職員配置、経過措置利用時の職員配置)
- ・ 個人ヘルパーを派遣する事業者について(居宅介護事業者及び重度訪問介護事業者の名称・所在地、利用者ごとの派遣日数)

<居宅介護・重度訪問介護事業所に対する調査>

- ・ 利用者の支給決定の区分(居宅介護の区分、重度訪問介護の区分)
- ・ 利用者の支給決定の支給量
- ・ 派遣日ごとの支援時間、報酬算定

5. 相談支援専門員の担当件数の実態把握及び標準担当件数の 妥当性に関する調査研究

(別紙5)

1. 調査目的

- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、計画相談支援・障害児相談支援については、質の標準化を図る観点から、1人の相談支援専門員が1月に実施するサービス利用支援等の標準担当件数(35件)を設定し、標準担当件数を一定程度超過する場合の基本報酬の逡減制を導入したところである。
- 標準担当件数(35件)が相談支援専門員の業務実態等に合った適切な水準となっているか、その妥当性を検証することを目的とする。

2. 検証のポイント

- 標準担当件数の設定により、相談支援専門員ごとの担当件数のバラつきは解消されていくことが見込まれるが、依然としてバラつきがある場合、そのバラつきの要因を分析する。
- 調査結果を踏まえ、計画相談支援・障害児相談支援における相談支援専門員の担当件数の設定方法のあり方について、平成33年度報酬改定に向けて検討するための基礎資料とする。

3. 調査対象

- 計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所

4. 主な調査項目

- ・ 相談支援専門員の基本情報(雇用形態、経験年数等)
- ・ 相談支援専門員1人当たりの平均担当件数(サービス等利用計画／障害児支援利用計画の別、計画作成件数／モニタリングの別等)
- ・ 計画作成、モニタリングに関する詳細調査(利用者特性(障害種別・障害支援区分・強度行動障害の別・医療的ケア児の別・年齢区分等)、居宅までの移動距離等)

6. 就労移行支援及び就労継続支援サービスの提供実態に関する調査研究

(別紙6)

1. 調査目的

- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、就労系サービスに関して、以下の状況に応じた基本報酬を設定した。
 - ・ 就労移行支援は前年度の就労定着者(就職後6月に達した者)の割合
 - ・ 就労継続支援A型は前年度の利用者の1日当たりの平均労働時間数
 - ・ 就労継続支援B型は前年度の利用者に支払った平均工賃月額
- 次期報酬改定に向けて、以下の事項に関しては、引き続き検討、検証を行う必要がある。
 - ・ 一般就労の範囲について、就労移行支援の利用を経て一般就労した際の雇用形態や労働時間数についての実態を把握した上で、対応を検討する。
 - ・ 就労継続支援A型については、重度の障害者との雇用契約締結当初に最低賃金減額特例を適用している事業所もあるが、こうした事業所について、最低賃金減額特例の適用者数、適用期間、最低賃金の減額割合などの実態を把握した上で対応を検討する。

2. 検証のポイント

- サービス提供の拒否の状況、一般就労者数・定着状況、賃金・工賃の状況等を把握し、平成30年度報酬改定による影響・効果を検証した上で、次期報酬改定に向けて検討するための基礎資料とする。
- 就労系障害福祉サービス終了後一般就労した者の雇用形態・労働時間数等の実態把握や就労継続支援A型における最低賃金減額特例の適用者の適用期間・賃金月額等の実態把握を行い、次期報酬改定に向けて検討するための基礎資料とする。

3. 調査対象

- 就労移行支援事業所、就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援

4. 主な調査項目

- ・ 基本情報(法人種別、事業の実施形態、利用定員、実利用者数、障害種別の実利用者数 等)
- ・ 報酬改定前後の事業変更の状況、サービス提供の拒否の状況、一般就労への移行者数・定着者数、賃金月額・工賃月額の状況
- ・ サービス終了者の状況(終了者の行先、職種、一般就労した者の雇用形態・勤務形態・月額の平均賃金額 等)
- ・ 就労継続支援A型における最低賃金減額特例の適用者の状況(適用者数、適用期間、障害種別、賃金月額、労働時間数、一般就労への移行者数、定着者数 等)

② その他の事業における報酬改定関係
事業（平成30年度）の概要

平成30年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査について(案)

○ 平成30年度障害福祉サービス等処遇状況等調査について、以下の考え方に沿って調査を実施する予定である。

1. 調査の目的

障害福祉サービス等従事者の処遇状況及び福祉・介護職員処遇改善加算の影響等を評価・分析し、報酬改定のための基礎資料を得るものである。

2. 調査時期

平成30年10月(前回:平成29年10月)

3. 調査対象及び抽出方法

① 障害者支援施設・障害福祉サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、計画相談支援、地域相談支援

② 障害児通所支援・障害児入所支援

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、障害児相談支援

4. 調査項目

処遇改善加算等の状況、調査対象サービスにおける給与等の状況、職員個人の処遇状況、従事者の状況、障害福祉サービス等の提供状況

その他の事業における報酬改定関係事業(平成30年度)

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、引き続き検討が必要とされた事項等について、障害者総合福祉推進事業等において、以下の事業を行っている。(平成30年度事業)

1. 総合支援法の見直しに向けたサービス実態の把握及びその効果の検証のための研究(厚労科研)

- 平成30年度から実施される新サービスである自立生活援助、就労定着支援や対象拡大される重度訪問介護、見直しが検討されている重度障害者等包括支援、重度対応型グループホームについて、その効果や課題について次期報酬改定も踏まえて検証する必要がある。
- 本研究課題では実際に新類型、拡大されたサービスの支給決定状況、サービスの利用状況について、利用者(家族)、事業者(相談含む)、自治体を対象とした調査を行い、事業所、行政、関係団体などによる検討会を設置し、サービスの効果の検証を行う。

2. 障害福祉サービス等報酬における医療的ケア児の判定基準確立のための研究(厚労科研)

- 平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定において、医療的ケア児(人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児)に対する支援体制を評価する見直しを行った。しかし、現在の報酬上の評価においては、重症心身障害児(重度の身体障害と知的障害が重複していて、歩けない児童)を受け入れる場合と、それ以外の2つの区分しかなく、歩ける医療的ケア児を受け入れる場合の評価がないため、受入が進まない現状にある。このため、より実態に即した評価を行うためには、医療的ケア児の判定基準を確立することが不可欠である。このため、平成33年度報酬改定に向けて、障害児通所事業所等において、医療的ケア児の受け入れを促進し、必要な支援の提供が可能となるよう、医療的ケア児の判定基準を確立する。

3. 食事提供体制加算等に関する実態把握(障害者総合福祉推進事業)

- 日中活動サービス等における食事提供体制加算等や、送迎加算に係る実態を把握することを目的とする。

その他の事業における報酬改定関係事業(平成30年度)

4. 障害者虐待の未然防止等に関する研究(障害者総合福祉推進事業)

- 障害者虐待防止法第14条に規定する「養護者の支援」についての具体的な支援方策について研究調査をする等により、今後の障害者虐待の相談体制の構築及び未然防止に係る研究を行う。

5. 居宅介護の支援の実態調査(障害者総合福祉推進事業)

- 障害福祉サービスの特性を踏まえながら居宅介護のあり方を検討するため、居宅介護の支援の実態を把握する。

6. 就労移行支援事業所における効果的な支援と就労定着支援の実態及び課題に係る調査研究 (障害者総合福祉推進事業)

- 就労移行率が高い就労移行支援事業所における支援の実態を把握し、効果的な支援について分析、周知する。
- 就労移行支援事業所が新たに実施する就労定着支援の実態を把握する。
- 定着支援にあたり利用者や企業が支援機関に求めることを調査し、適切な事業運営に資する。

7. グループホームを利用する障害者の生活実態に関する調査研究(障害者総合福祉推進事業)

- グループホームを利用する障害者の状態(障害種別、障害支援区分等)と生活実態(経済状況、日課等)について調査を行い実態把握を行う。
- グループホームの運営状況の調査(支援内容、職員・設備の状況等)
- グループホームから単身生活への移行支援の状況調査